

「才能をめぐるグローバル競争」時代における日本の留学生政策

福 嶋 美佐子

要約

本研究の目的は、「才能をめぐるグローバル競争」の時代において、外国人高度人材の予備軍として留学生を積極的に受け入れようとしている韓国とオーストラリア、日本の留学生政策を比較し、日本における政策において必要とされる点を見出すことである。

3か国の比較を通じて、かつては日本を手本としていた韓国は、留学生獲得に積極的に乗り出し、定住を視野に政策を組み立て始めていること、オーストラリアも留学生政策と移民政策が連動しており、高度人材予備軍としての留学生を総合的に管理、育成するシステムができていくことが明らかとなった。留学生受け入れ機関の質的保証や、留学生の総合的管理など質に関しては日本のモデルケースとなるものの、留学生の非熟練労働者への移行など質を保ちながら量を確保することの難しさもあり、考慮しながら応用する必要があると思われる。

キーワード

外国人高度人材、留学生政策、日本、韓国、オーストラリア

1. 研究の目的と構成

1.1 研究の目的

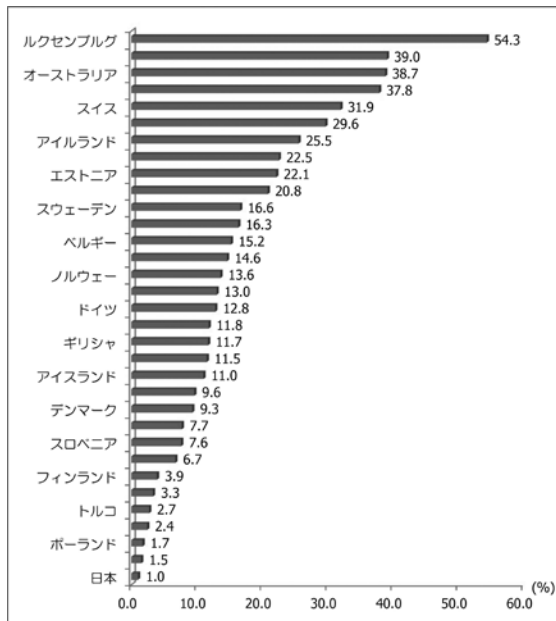
本研究の目的は、「The global competition for talent (才能をめぐるグローバル競争)¹⁾」(OECD, 2008)と呼ばれる時代において、外国人高度人材の予備軍として留学生を積極的に受け入れようとしている韓国、オーストラリアと日本の留学生政策を比較し、日本における政策において必要とされる点を見出すことである。

2014(平成26)年に、内閣府は労働力人口の長期予測を発表した。2030年までに合計特殊出生率が2.07まで回復し、かつスウェーデン並みに女性が働き、高齢者が今までより5年長く働いたとしても、約6,600万人の労働力人口は2060年には5,400万人程度まで減少すると予測している(内閣府, 2014: 1 <http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/>

minutes/2014/0319/sankou_02.pdf)。少子高齢化による人口減少は日本に限った問題ではない。同様の問題を抱える先進諸外国は、既に優秀な人材を積極的に世界中から集め始めているという現状があり、「才能をめぐるグローバル競争」と呼ばれる。ところが、高等教育修了者の日本への移住率は、OECD諸国の中で非常に低く、世界的な人材獲得競争から取り残されていると言っても過言ではない(図1)。

優秀な人材を世界から日本へ集める方法には、①海外で働く外国人高度人材を日本へ招く、②大学や大学院を卒業した外国人を日本で高度人材に育てる、の2つあり、後者はさらに、海外の大学や大学院を卒業した人材と、日本の大学や大学院を卒業した人材に分けることができる。中でも、日本の大学や大学院を卒業して日本で働く人材は、既に日本の社会や文化を理解していることより、日本の企業に

図1 高等教育修了者のOECD加盟国への移住率



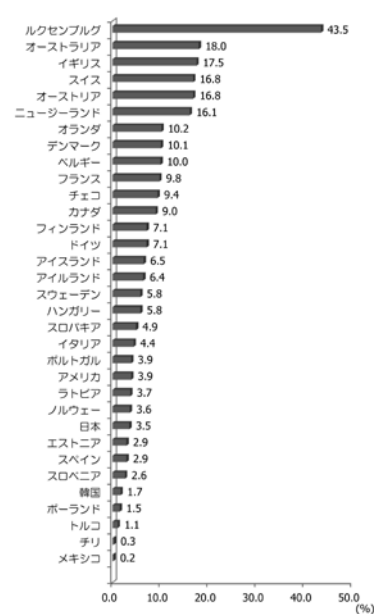
出典：OECD (2015a) Table 4 より筆者作成。

適応しやすいと考えられる。そのような視点から、留学生を外国人高度人材の予備軍と捉えることができよう。

世界銀行によると、1999年から2004年までの間に、世界の留学生の総数は164万人から245万人へと50%近く増えている (Bashir, 2007: 11, http://siteresources.worldbank.org/EDUCATION/Resources/278200-1099079877269/547664-1099079956815/WPS6_Intl_trade_higherEdu.pdf)。また、OECDは、1975年に市民権を持つ国以外の高等教育機関に入学したのは全世界で80万人だったが2012年には450万人へと約5倍に増え、さらに2020年までに20%増えると予測している (OECD, 2015b: 360, <http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/9615031e.pdf>)。しかしながら、日本で留学生が高等教育機関の全学生に占める割合は、国際的に見て低い水準にとどまっている (伊佐敷, 2013: 4)。OECDの統計でも、3.5%にすぎない (図2)。

そこで、日本と同じように外国人高度人材を獲得するために留学生を積極的に受け入れようとし、ターゲットとする人材が地理的にも重なる韓国とオーストラリアの事例と比較する。まず、どのような社会的・経済的背景から外国人高度人材が受け入れられるようになったかを把握する。また、外国人

図2 高等教育入学者に占める留学生・外国人学生の割合



注：OECDの統計は、勉学を目的として国境を越えた「留学生」(international students)と統計データを提出した国の国籍・永住権を持たない「外国人学生」(foreign students)を区別している。図2は留学生のデータだが、韓国、チェコ、イタリア、トルコは外国人学生のものである。

出典：OECD (2015b) Chart C4.1. より筆者作成。

高度人材受入政策と留学生政策の関連を見ることで、各国における高度人材予備軍としての留学生の需要を理解する。その上で、日本は留学生政策にどのような点を反映させることが望ましいかを検討する。

各国が求めているのは高度人材予備軍としての留学生だが、本論文においては、高度人材を「高等教育を受けて働く者」と定義する。これまでのところ、高度人材に関する定義は確立されていない。「大学卒業程度の学力がある者」から、「高度人材ポイント制の在留資格を取得した、余人をもって代えがたい存在」まで幅広い。また、国によって想定する高度人材にも違いがあるものの、今回の3か国の留学生政策は「高等教育を留学生として受け、留学先で職業に就く」という点で共通していることより、「高等教育を受けて働く者」とする。

1.2 論文の構成

はじめに、「2. 留学生受け入れの意義に関する理念モデル」を整理する。次に、第二次世界大戦前後から現代の「3. 日本」、「4. 韓国」、「5. オー

「オーストラリア」における外国人留学生受入政策の変遷から、各国が様々な経緯をたどりながらも、現在では理念モデルの高度人材獲得モデルの段階に至っている点で共通することを確認する。その上で、「6. 日本のモデルケースとなるか」では、韓国とオーストラリアを高度人材獲得を目的とした留学生政策の比較対象となると見なし、日本と両国の共通点と相違点から、これらの国の政策が、日本が高度人材予備軍としての留学生を獲得するモデルケースになり得るかどうかを考察する。

2. 留学生受け入れの意義に関する理念モデル

適用するのは、1950年代にアメリカで示された留学生の受け入れの目的を基に4つのモデルを提唱した後、それに続く3つを加えた江淵(1997)、その後を引き継いでさらに2つ加えた横田と白土(2004)のものである。各モデルは、個々の政策を振り返るには有効であるが、全体を俯瞰するには連続性を持たせるための整理が必要と思われる。そこで、まず連続性を持たせるための整理をし、その上で各国の政策を理念モデルにあてはめながら捉える。これらの過程を通じて、日本の政策のみならず各国の政策の変化を鮮明にし、高度人材獲得モデルの段階に至っている点で共通することを確認する。

2.1 江淵による「古典的理念モデル」

1950年代にアメリカは、諸外国から留学生を計画的に受け入れ始めた。そして、アメリカの留学交流計画推進をする国際教育協会(Institute of International Education, IIE)が、留学生受け入れの理念・哲学を討議した後、留学生の受け入れと教育に関する方針を策定している。

江淵は、その目的における「アメリカ合衆国」を「受入国」と置き換えることは可能と考え、IIEがまとめた留学生受け入れの目的を一般化して、次の4つの理念モデルを導き出している。留学主体が一部のエリートに限られていた第二次世界大戦直後のものであり、「古典的理念モデル」と位置づけられている。

(A) 個人的キャリア形成モデル：国や文化の相違を

超えて通用する専門的能力を身に付けさせ、職業的キャリア形成を助ける教育の普遍的目的に関わるモデル。

(B) 外交戦略モデル(国際協力・途上国援助モデル)：留学生が新しい知識や技能を獲得することによって、発展途上国の人材開発に協力するモデル。

(C) 国際理解モデル：留学交流を通じて国際理解を促進するモデル。

(D) 学術交流モデル：専攻分野を同じくする仲間との国境を超えた交流のネットワークに参加、構築し、学問の進歩に寄与するモデル(江淵, 1997: 112-114)。

この古典的理念モデルは、戦争で大きなダメージを受けた国など貧しい諸国から優秀な人材を受け入れ、それらの国の経済復興・産業開発や民主化に貢献するという信念の下に行われた、受入国から送出国への一方的な供与とも言えよう。

2.2 江淵による「新理念モデル」

第二次世界大戦後に国際関係が緊密化すると、留学の大衆化現象が起こり、大量の学生が国境を越えて移動するようになった。それに伴い、留学生受け入れ理念に関しても一種のパラダイム転換が起こる。従来の留学生を受入国の学術・文化の受益者とみる一方向型から、受入国も受益者であることを認める双方向型の国際協力に対する認識の深まりである。また、従来は個々の高等教育機関の裁量に委ねられる部分が大きかったのに対し、1970-80年代にかけて次第に政府が積極的に関与する姿勢に変わってきた。その結果、留学生の受入国から送出国への一方的な恩恵供与の観点ではなく、相互依存・相互利益を重視する相互主義・互惠主義的な発想が見られるようになったとして、江淵は次の3つの理念モデルを加えている。

(E) パートナーシップ・モデル：留学生を知識伝達の対象と見るのではなく、送出国と受入国が相互に裨益しあう知識生産・真理追究のパートナーととらえるモデル。

(F) 顧客モデル：留学生を高等教育財政安定化のための財源のひとつとみるモデル。

(G) **地球市民モデル**：国際理解モデルよりもさらに積極的に地球共同体の形成に向かって留学交流を役立てようとするモデル。

これら3つの理念モデルを、江淵は「古典的モデル」と対照化する意味で、「(留学生爆発時代の)新しい理念モデル」と名づけているが、その後のモデルが続くことより、現在では「新しい」モデルという位置づけはない。また、これらは当時の江淵の経験的印象に基づいて導き出したものであり、妥当性・信憑性・現実性については確かめる必要がある、と江淵本人が評している(江淵, 1997: 110-126)。しかしながら、20年近く経った現在、各国における留学生政策の歴史を振り返る際に当てはめられることより、彼の分類は妥当であったと筆者は考える。

2.3 横田・白土による「経済主導モデル」

江淵の分類を引き継ぎながら、横田と白土はその後の時代を「経済主導モデル」ととらえている。

(H) **高度人材獲得モデル**：従来の工業社会から知識・情報化社会への移行に伴い、情報技術やライフサイエンスなどが急速に発展し、ハイテク産業を主とする知識創造型経済が出現した。そうした新分野に精通した高度人材の供給不足が深刻になる中、先進国大学院で学ぶ優秀な留学生を受け入れて、卒業後は自国に就職させることにより、高度人材として獲得しようというモデル。

(I) **留学立国モデル**：顧客モデルをさらに発展させたもので、留学生受け入れを高等教育財政安定化の財源とみるだけでなく、国全体の経済発展の重要手段と位置づけるモデル(横田・白土, 2004: 8-9)。

3. 日本における外国人留学生受入政策

3.1 日本における外国人高度人材受入政策

ここでは、第二次世界大戦中から現代までの日本における外国人留学生政策を振り返り、(H)高度人材獲得モデルに至っていることを確認するが、その背景となっている日本における外国人高度人材受入政策について触れる。

1952(昭和27)年のサンフランシスコ平和条約

発効後40年近くに亘り、日本の入国管理は、平和条約発効とともに日本国籍を失った、主に朝鮮半島出身者で形成される人々やその子孫といった「オールドカマー」と呼ばれる、日本に暮らす外国人を対象としてきた。しかし、1989(平成元)年に制定され翌年に施行された改正入国管理法は、1980年代後半以降に急増したニューカマーを主眼とするものとなった点で、対象者が変わる転機となっている。ニューカマーは、高度経済成長を支えてきた地方からの出稼ぎ労働者に代わって、都市の単純労働を担い始めたアジアや南米からの労働者が中心である。しかし、この改正は、同時に高度人材を含む知識労働者を対象とした外国人の受け入れについても影響を与え始める。

2000年代に入るとInformation Technology(IT)人材が不足し、その後、ITだけでなく広く高度人材獲得の模索が始まる。内閣官房長官の下で開かれた「高度人材受入推進会議」において、2008(平成20)年以降検討が重ねられ、2009(平成21)年に「外国人高度人材受入政策の本格的展開を」がまとめられた。「留学生30万人計画」が発表された翌年である。これによると、高度人材受入政策を国家戦略と位置づけ、政府部内における統一的な政策立案・遂行体制を確立すると同時に、民間における受け入れの支援体制を強化するとしている。また、留学生は「高度人材の卵」として重視すべき存在と位置づけ、官民一体となって受け入れ環境づくりや日本語教育の強化も含めた支援を行うとしている。

その上で、法務省入国管理局は、高度な資質や能力を有する「高度人材外国人」の受入れを促進するために、2012(平成24)年「高度人材に対するポイント制による入国管理上の優遇制度」(「高度人材ポイント制」)を導入した。

このようにして、1990(平成2)年に施行された改正入国管理法をきっかけに、想定する外国人労働力として単純労働者に高度人材が加わり、後述する留学生30万人計画と、高度人材ポイント制導入により、留学生を呼び込み高度人材として育て、日本の経済に貢献させるという枠組みができたことになる。

3.2 南方特別留学生制度（1940年代）

第二次世界大戦末期、東條英機内閣（1941-1944年）の大東亜共栄圏構想の一環として、1943（昭和18）年と1944（昭和19）年の2回に亘り、日本は東南アジア各占領区から205名を国費留学生として招いた。「南方文化工作特別指導者の教育育成事業」、一般には「南方特別留学生制度」と呼ばれるこの事業は、1943（昭和18）年に設置された大東亜省の下、外務省管轄の（財）国際学友会が担当した（堀江，2002：322，武田，2006：82）。現地において日本に協力的な指導者として占領地の住民を統率し、占領地行政をスムーズに行える人材育成を目的とされ、当時の有力者の子弟など、それぞれの地域を将来担う人材が多かった（楊，2014：57）。留学生は、現地で予備的な日本語教育を受け、渡日後は国際学友会で準備教育を受けた後、日本各国の学校に進学した（堀江，2002：322）。

日本の敗戦により、当初の目的は遂行されなかったものの、帰国した留学生は、それぞれの母国で、首相、大臣、国会議員、大使、大学学長、教授、会社社長等として、各界で活躍している（江上，1997：5）。また、素晴らしい人間性を有する日本人に出会えたことにより、日本と日本人について良い印象を持ち続けることができ、知日家として、各分野での日本との実務交渉にあたった人物も多い（堀江，2002：323，楊，2014：57）。

3.3 コロンボ計画（1950-1970年代）

敗戦後にいち早く政府奨学金留学生を受け入れ始めたのは、西ドイツ（当時）とイタリアである。そこで日本も、日本は1951（昭和26）年にサンフランシスコ講和条約を結び1952（昭和27）年に条約発効後、ユネスコにも加盟し、1953（昭和28）年には日本ユネスコ国内委員会から「外国人留学生の受入体制の強化に関する建議」を受けた。この建議を受け、1954（昭和29）年に、文部省（当時）の「国費外国人留学生制度」が始まる（堀江，2002：324，横田・白土，2004：24）。我が国と諸外国との国際文化交流を図り、相互の有効親善を促進するとともに、諸外国の人材養成に資することを目的としたも

のである。具体的には、政府が我が国の大学等への留学を希望する外国人を募集し、選定された者に対して給与（奨学金）を支給するとともに、授業料等を負担する。留学生交流の意義は、「我が国と諸外国相互の教育・研究の国際化・活性化の促進」、「国際理解の推進と国際協調の精神の醸成」、「開発途上国の場合の人材養成への協力」、ならびに「国と国との架け橋」と定義されている（文部科学省ウェブサイト，http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/007/gijiroku/030101d.htm）。

この留学生受け入れにおける送出国の対象と考えられていたのは、アジア諸国である。アジア諸国への援助の原型は、1950（昭和25）年に開催された英連邦外相会議で承認された東南アジア援助計画にあり、これは開催地のセイロン（現スリランカ）の首都コロンボに由来してコロンボ計画、あるいはオーストラリアのメンジース政権初代外相スペンダーが提唱したことからスペンダー計画と呼ばれている。スペンダーは、アジアの共産化を未然に防ぐ政治的手段として、短期的視点での経済開発と長期的視点での教育支援を柱とした東南アジア援助論を展開し、会議参加国のイギリス、カナダ、ニュージーランド、南アフリカ、セイロン、インド、パキスタンから同意を得た（竹田，1991：124-125）。日本は、1954（昭和29）年に、このコロンボ計画に加盟している。日本が最初の戦後賠償協定の締結をビルマ（現ミャンマー）との間で実現した年でもある（加藤，1998：6）。

3.4 留学生10万人計画（1980-1990年代）

1983（昭和58）年、中曽根康弘総理大臣の指示の下で、「留学生10万人計画」がスタートした。日本語能力試験が始まった年でもある（文部科学省，2001 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/011101/ayumi.pdf）。同年の文部省（当時）の有識者会議の報告『21世紀への留学生政策に関する提言』ならびに『21世紀への留学生政策の展開について』において枠組みが作られており、これらの報告の中で提言された方針が、一般に「留学生10万人計画」と呼ばれる。

この計画は、東南アジア訪問の際に、中曽根首相が元日本留学生の多くから「自分の子弟は欧米へ留学させたい」と言われたことにショックを受け立ち上げられたと言われている。しかし、それに加えて、1980年代の経済成長が著しく、世界における日本の地位や役割を人々が自覚し始めたことや、当時の日本と各国との経済摩擦の激化から、対日批判が高まり、経済界を中心に、人的交流の必要性に対する認識が高まったという背景があったと考えられる（堀江, 2002: 83-84, 武田, 2006: 83）。

主な施策としては、①大学等における受入体制の整備（教育指導、留学相談と受け入れの世話業務）、②留学生のための日本語教育（国内外における日本語教育の推進）、③留学生のための宿舎の確保、④民間活動等の推進、⑤帰国留学生に対する諸方策（帰国留学生の活動に対する支援の充実、帰国留学生に対する諸事業の充実）があり、多岐にわたる施策が実施された（寺倉, 2009b: 29-30, 中央教育審議会, 2003 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/03121801.htm）。それらの結果、2003（平成15）年に10万人の目標が達成された。

3.5 留学生30万人計画（2000年代-）

留学生10万人計画が達成された2003（平成15）年に、中央教育審議会は、向こう5年間（2004-2008年）程度の留学生政策の提案を行った。2000（平成12）年以降の留学生の劇的な増加原因を分析し、①高い経済成長を続けるアジア諸国、特に中国からの私費留学生が増加したこと、②少子化による国内学生の減少に伴い、学生確保のため、積極的に留学生を受け入れる大学が出てきたこと、③2000（平成12）年以降、入国管理局の留学生に関する入国や在留手続きの大幅な緩和がなされたことを挙げ、新しい施策として、①双方向の学生交流の推進、②日本からの諸外国への留学生に対する強力な支援、③日本で学ぶ外国人留学生の質の向上、④外国人留学生支援システムの改善を打ち出している（中央教育審議会, 2003 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/03121801.htm）。

2000（平成12）年に酒田短期大学における中国人留学生の行方不明事件などを契機に、入国管理局は2004（平成16）年に再び、入国・在留資格審査の厳格化を図った。それにより、その後の5年間の留学生数はほぼ横ばいとなる。このことは、文部科学省が留学生政策の目標や目的を、国際理解や開発援助から国際競争力の強化や高度人材確保へと戦略的に移し始めるきっかけとなった（工藤他, 2014: 26）。

まず、2007（平成19）年に、経済産業省は文部科学省と共同で「アジア人財基金構想」を打ち出した。優秀な留学生の日本への招聘、日系企業での活躍の機会を拡大するため、産業界と大学が一体となり、留学生の募集・選抜から専門教育、日本語・日本ビジネス教育、就職活動支援まで人材育成プログラムを一貫して行うことで、留学生・企業・大学のwin-win-win関係を構築するものである（経済産業省ウェブサイト http://www.meti.go.jp/policy/asia_jinzai_shikin/）。経済産業省にとって、1950年代の戦後賠償として留学生政策に関わって以来、初めての政策形成であった（工藤他, 2014: 27）。この「アジア人財資金構想」は、第一次安倍晋三内閣（2006-2007年）での「アジア・ゲートウェイ構想」に基づいている。重点7分野のうちの2番目は、「国際人材受入・育成戦略—日本をアジアの高度人材ネットワークのハブに」であり、重点7分野で特に重要とされる最重要項目10の4番目が「世界に開かれた大学づくり—大学国際化に向けた競争的な資金配分と評価の充実」である（アジア・ゲートウェイ戦略会議, 2007: 3-29）。

このような経緯を経て、2008（平成20）年の第169回国会における施政方針演説において、福田康夫内閣（2007-2008年）は「留学生30万人計画」を策定し、実施に移すとともに、産学官連携による海外の優秀な人材の大学院・企業への受け入れの拡大を進めることを明らかにした。この計画骨子は、文部科学省、外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省の共同でまとめられ、留学生政策が文部科学政策という枠を超えてきたことを示している。

この計画のポイントは、①「グローバル戦

略」展開の一環として2020年を目途に留学生受け入れ30万人を目指す、②大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた留学生を戦略的に獲得、③関係省庁・機関が総合的・有機的に連携して計画を推進、である（文部科学省他、2008：1-3 <http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/rireki/2008/07/29kossi.pdf>）。

留学生30万人計画と留学生10万人計画における違いのひとつは、留学生に対するとらえ方にある。30万人計画では、「アジア人財資金構想」のように、留学生を入学前のリクルートから卒業後の就職に至るまでトータルに考えている。来日前の段階としては、文化発信や日本語教育の推進を通じて日本のファンを増やし、留学希望に結びつけることが掲げられた。また、卒業後、日本社会に定着し活躍するために、産官学が連携した就職支援や受入れなども盛り込まれた。したがって、30万人計画は10万人計画の目標人数を増やした続きの政策ではなく、外国人高度人材受入政策と関連させた(H)高度人材獲得モデルへの転換と捉えることができる。

しかしながら、留学生30万人計画は、高度人材獲得のための留学生政策として十分に機能しているとは言いがたい。2015（平成27）年現在、日本の大学

や大学院で学ぶ留学生は、108,868人である（図3）。そして、2013（平成25）年の日本学生支援機構の調査によると、私費留学生の65.0%が卒業後は日本で就職したいと考えている（図4）。しかし一方で、2013（平成25）年度に大学および大学院を卒業した外国人留学生のうち24.4%が日本国内で就職をしているが、これは希望者の約半数と言われ、多くの学生が希望を満たせぬまま帰国を余儀なくされている（日本学生支援機構、2015：1 http://www.jasso.go.jp/statistics/intl_student/documents/degrees13.pdf）。これらは、現在の留学生政策は、大学や大学院卒業後は高度人材として日本で働きたいという留学生のニーズを捉えたものではあるが、まだ十分に機能してはいないことも明らかにしている。

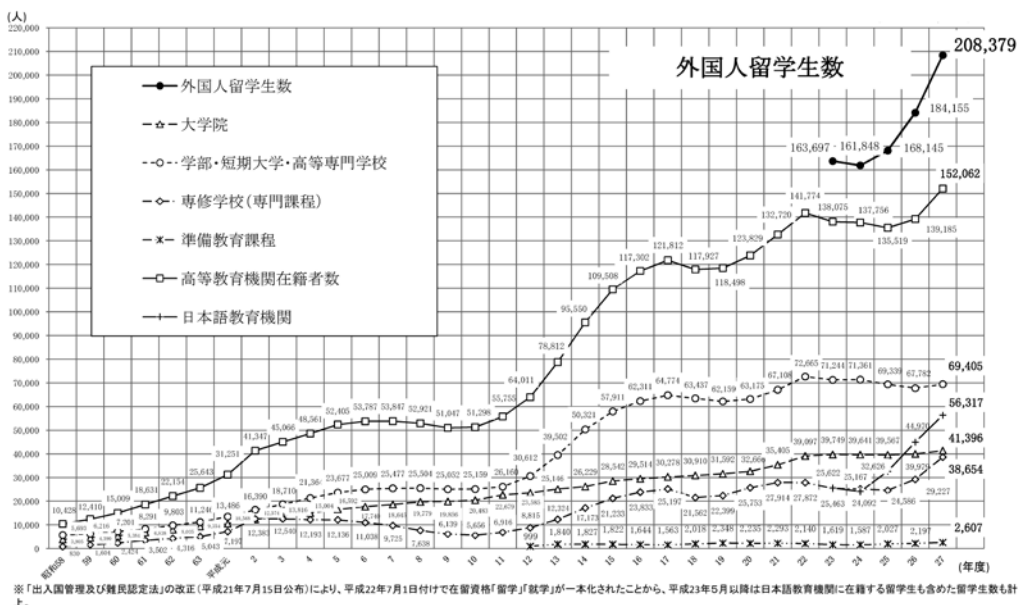
4. 韓国における外国人留学生受入政策

4.1 韓国における外国人高度人材受入政策

韓国において留学生の受け入れを政策として採り入れ始めたのは、2000年代に入ってからである。その背景となる外国人受入政策を俯瞰したい。

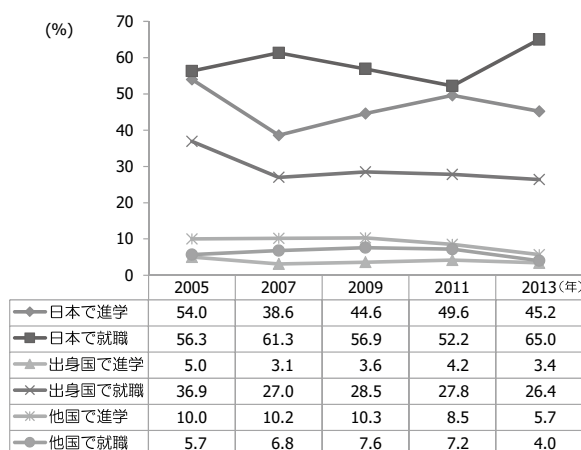
1965年に国内の労働力を海外へ送る国家機関として韓国海外開発公社が設置されるなど、韓国は

図3 外国人留学生数の推移



出典：日本学生支援機構「平成28年度外国人留学生在籍状況調査結果」。
http://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student/icsFiles/afieldfile/2016/03/30/data15_brief.pdf

図4 留学生の卒業後の進路希望



出典：日本学生支援機構（2005，2007，2009，2011，2013）「平成17，19，21，23，25年度私費外国人留学生生活実態調査」より筆者作成。

1980年代半ばまで労働力の送出国であった。ところが、1980年代後半から、韓国は経済発展と教育水準の向上により非熟練労働への忌避が進み、送出国から受入国へと転じる。単純労働に関しては、日本の技能実習制度をモデルとした産業研修制度を経て、2003年以降は労働許可制の下、所定の手続きを経て、外国人労働者と雇用契約を締結できることとなった。

一方、外国人高度人材受入政策としては、2001年に導入されたITカード制度、ゴールドカード制度、サイエンスカード制度といった理工系・技術系の獲得から分野が広がっていく。2010年には出入国管理法施行令が改正され、専門職種の外国人労働者を対象とするポイント制による長期滞在、永住資格付与制度が導入された。第一次外国人政策基本計画（2008-2012年）で高度人材獲得政策が、第二次外国人政策基本計画（2013-2017年）では、獲得のみならず人材の定住化が強化された。これらの背景には、人口減少に伴う労働力不足である。2005年の韓国の合計特殊出生率は1.08であり、大幅な人口増加は望めない（太田，2010：25）。

4.2 Study Korea Project（2000年代）

第二次外国人政策基本計画で高度人材の定住化を狙う朴槿恵政権（2013年-）における「未来潜在型の高度人材」は留学生のことを指し、留学生は現在では非常に重要な存在である。しかし、韓国の留学

生受入政策は、1967年の国費外国人留学生制度発足を端緒とするものの、1994年までの国費留学生受入総数は320人に過ぎなかった（申，2009：99）。その後、留学生の受け入れを積極的に進めてきたが、2010年の送り出し留学生約25万人に対し、受入留学生は約8万4千人で、教育貿易収支の赤字は44.5億ドルというように、依然として送り出し超過状態である（金・長島，2012：111）。

外国人留学生に関する本格的な政策は、2001年「外国人留学生誘致拡大総合法案」により初めて明確に提示された（申，2009：99）。①教育輸出競争力の強化、②留学研修収支の改善、③海外優秀人的資源の開発・活用および国際的知韓派の育成、④大学の国際化促進を目的とし、①はオーストラリアの事例からヒントを得たものである（鄭，2006：19）。また、②は韓国人留学生の派遣数が外国人留学生受入数を上回るため、韓国人留学生が海外へ持ち出す金額が、外国人留学生が韓国国内へもたらす外貨を上回ることによる教育の国際収支赤字の縮小を示す。

2004年には、日本の留学生10万人計画をモデルとし、2010年までに留学生を5万人に増やす目標を掲げた「Study Korea Project」が発表された。韓国と日本の人口比を鑑みた場合、韓国における5万人は日本の10万人超に相当すると言えよう²。①留学生送出国から受入国への転換、②海外からの高度人材確保を含む国際的な学生流動性に関する課題への取組み、③世界的な高等教育のサービス産業への

対応、④大学の国際化・国際競争力強化を通じた北東アジアにおける高等教育のハブ構築など、韓国における高等教育のパラダイム・シフトを意図した野心的なものといえる（太田，2010：20）。

4.3 Study Korea Project 発展法案（2010年代-）

留学生5万人は、目標より2年早く達成されたことより、2008年には、2012年までに10万人にする「Study Korea Project 発展法案」が発表された（佐藤，2015：67）。具体的には、①ヨーロッパ等先進国を中心に韓国政府奨学生を大幅に増やすこと、②韓国政府奨学生の地方大学進学を推進すること、③IT等韓国の強みを生かした留学プログラムを開発・広報し特に中東地域から外国政府派遣奨学生を増やすこと、④外国の大学との共同学位プログラム新設の規制を緩和すること、⑤大学における英語による専門科目講義増設のための支援を拡充すること、⑥留学生情報システムを構築・運営すること、などである（長島，2014：78）。2012年に報告された「高等教育国際化推進戦略」においては、「世界各国の優秀な留学生を2020年までに20万人受け入れる」という新たな目標が掲げられた。この数値は、中国の「2020年までに50万人」、日本の「2020年までに30万人」、シンガポールの「2015年までに15万人」というアジア主要国の受け入れ目標が影響している（長島，2014：79）。

しかしながら、2013年現在の留学生数は8万5,923人で、「2012年までに10万人」を達成していない。この背景には、2007年の「Study Korea Project」の政策評価を参考に、量から質への注力が影響していると思われる。外国人留学生の出身が特定の国家・地域に偏重していること、留学生の8%が不法に滞在していること、定員を埋めるために留学生を入学させ管理を怠る大学もあること、留学生支援が不十分で韓国における就職率が低いことが指摘されている（金・長島，2012：111）。そこで、質の向上・管理を行うために導入されたのが、2011年の「外国人留学生受入・管理能力認定制（International Education Quality Assurance System, IEQAS）」である。留学生を受け入れる

大学や専門大学について指標化し、上位大学には認定マークを与える一方、下位15%を失格候補とし、下位5%には留学生査証発給を制限する（佐藤，2015：68）。

質への注力が進められる一方で、量の拡大も並行して行われている。2014年に「戦略的留学生誘致および定住支援方策」が発表された。①戦略的留学生誘致加速化、②学業生活適応支援強化、③就職支援拡大の3つから構成されている。これは、朴政権が、外国人高度人材の獲得のみならず定着を進めていることとも関連する。外国人高度人材獲得の新戦略「海外優秀人材の誘致・活用方策」の柱である「人財別の戦略的誘致・活用」③未来潜在型として、IEQASの対象拡大を通じた韓国高等教育の国際的信頼性と競争力の向上にさらに力をいれている（佐藤，2015：64）。留学生を高度人材獲得へとつなげる(H)高度人材獲得モデルの時代に入ったと言える。

5. オーストラリアにおける外国人留学生受入政策

5.1 オーストラリアにおける外国人高度人材受入政策

オーストラリアについても、はじめに現在の外国人留学生受入政策につながる外国人高度人材受入政策に至る経緯をたどる。

オーストラリアの移民は永住型を基本としている。しかし、その選別の基準は1973年を境に大きく変えられている。それまでのオーストラリアは、英語や英国系の文化伝統を基盤とするオーストラリア社会に同化できることを移民の条件とする「白豪主義政策」を続けてきた。しかしながら、南アフリカがアパルトヘイトで国際非難を浴びるなど、人種差別に対する国際的な圧力がかけられ始め、自発的に人種的・民族的差別を撤廃し、代わりに導入したのが、能力に応じた指標に基づくポイント制である。1970年代から80年代は、オーストラリアが肉体労働中心の工業社会から、高度な技術能力・情報処理能力を持つ高度人材が必要となる脱工業社会の時代への転換期でもあった（関根，2012：16）ことより、

入国者の質と量を管理することを目的とした。そして、質と量を管理する入国者は、将来の移民となる留学生も対象となる。

5.2 コロンボ計画（1950-1970年代）

第二次世界大戦前のオーストラリアには、500人程度の私費留学生在いたにすぎないため、留学生受入政策は、1951年のコロンボ計画とともに始まったと言えよう（橋本，2000：34）。しかし、オーストラリアにとってのコロンボ計画への参加目的は、単に経済的な動機だけではなく、冷戦時代における国家戦略でもあり、脱植民地化が進む世界におけるアジアとの関係づくりという政治的国益にもあった。そこで、「移民法」と「オーストラリア市民憲法」が改正された1973年に、ウィットラム政権（1972-1975年）によって高等教育への進学率を高めるために授業料が撤廃され、74年には私費留學生も地元の学生と同様に学費を免除されることとなった。同時に、私費留學生の受入数を1万人とする制限も決められている（橋本，2000：34）。

5.3 私費留學生の数的制限撤廃（1980-2000年代）

しかし、フレイザー政権（1975-1983年）以降、徐々に私費留學生に対して教育に要する費用負担が求められるようになった。彼（ら）を、大学には学費収入を、地域には生活費や娯楽費などをもたらす外貨獲得の存在と見なすようになる。その結果、

1984年にはオーストラリア海外援助プログラム検討委員会において、留學生から教育に要する費用の全額を徴収することにした（寺倉，2009a：57，表1）。教育に必要な費用の100%を自己負担する限り、私費留學生を数的制限なしに受け入れる政策への転換である（橋本，2000：34-35）。

2000年には、留學生のための教育サービス法（Education Service for Overseas Students, ESOS）が制定された。これは、①留學生の権利、特に教育訓練サービスの被提供者としての利益を守ること、②オーストラリアが国際教育・留學生教育の分野で継続的に高い評価を得るための保証をすること、③移民法の遵守を補完することを目的に、留學生向け教育機関の提供するサービスについて、一定以上の水準を法的に担保し、高等教育の品質とブランドが維持されるものである（青木，2012：31，寺倉，2009a：58）。留學生教育を行う教育機関は、「連邦留學生受入期間登録制度（Commonwealth Register of Intentions and Courses for Overseas Students, CRICOS）」への登録が義務づけられ、CRICOS登録機関は、すべての広報物、ウェブサイト等にその登録番号を記載しなければならない（青木，2012：31-32）。さらに、CRICOSに登録された教育機関は、留學生の情報を移住・市民権省のビザ発給データと連結したProvider Registration and International Students Management System（PRISMS）と呼ばれるデータサービスに入力する

表1 留學生と自國生の学費

学費	国名
留學生と自國生に違いあり	オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ、デンマーク、エストニア、ギリシャ、アイルランド、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、ロシア、スウェーデン、トルコ、イギリス、アメリカ
留學生と自國生は同じ	ブラジル、コロンビア、フランス、ドイツ、ハンガリー、イスラエル、イタリア、日本、韓国、メキシコ、ポルトガル、スペイン、スイス
留學生も自國生も無料	フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スロバキア、スロベニア

注：今回の3か国比較のうち、オーストラリアは留學生と自國生の学費は同じであるものの、ニュージーランド以外からの留學生はオーストラリア政府からの補助がないことより、実質的には自國生よりも高い学費を支払うことになる。

出典：OECD（2015b）Table C4.a. より筆者作成。

ことを義務づけられ、ビザ発給に関する情報管理制度とも連動しており、出席率を満たしていないなど留学生ビザ規約に違反した留学生は、移住・市民権省に報告される（佐藤他，2008：25）。つまり、教育を提供する高等教育機関のみならず、留学生の管理も行っているのである。

5.4 ISSA（2000年代-）

留学生の管理をしながら、顧客としての彼（女）らに質の高い教育を提供することを保証した結果、オーストラリアの留学生数は2002年の274,129人から2009年の630,706人にまで伸び、留学生は、石炭、鉄鉱石に次ぐ、「第3の輸出産業」と言われるようになり、外貨獲得の有効な手段となっていく（佐藤，2014：44，武田，2010）。

一方、留学生のオーストラリアでの経験の質を高める目的に策定されたのが、オーストラリア留学生戦略2010-2014年（International Student Strategy for Australia, ISSA）である。①生活支援・福利、②教育の質の確保、③消費者保護、④よりよい情報提供、を行動領域とし、連邦・州政府および各教育訓練機関が成果とともにさらなる支援を約束した取り組みと役割分担を提示している（青木，2012：31-32）。また2013年には高等教育・技能・科学技術大臣の諮問を受けた国際教育助言協議会議長による「グローバルに教育するオーストラリア」と題する報告書が発表され、その中で2020年までに留学生数を30%（117,000人）増やすことが提案されている（佐藤，2014：44）。

オーストラリア経済のための留学生受け入れは、同時に高度人材獲得の手段ともなっていく。少子高齢化が問題化するオーストラリアにとって、留学生を移住へと導くことは、経済に貢献できる若年層の人口増加につなげる可能性があり、政府もそれを奨励している（Banks, et. al, 2007：7）。(H)高度人材獲得モデルの時代を迎えたことになる。

移民政策を一元的に管理する移民・市民権省は、年2回の国内労働市場調査にもとづいて「必要とされる移民職種リスト（Migration Occupation in Demand List, MODL）」を作成しているが、そこ

に掲載されている分野を専門とする者にはポイント制において加算される。そこで、将来の移住を目指す留学生は、永住ビザ申請が有利になるように、専門分野や教育課程、留学先などを選ぶことで、留学計画の作成が容易になる（橋本・佐藤，2009：32）。移住の可能性がオーストラリア留学をより魅力的なものにするだけでなく、国家も必要な知識と技術を備えた若い人材を選択的に受け入れることが可能となる（佐藤他，2008：25）。

関根は、「留学はかつてのようにお勉強したら帰るというのではなく、移住の手段になりつつあるとあってよい」と現行ポイント制を分析している（関根，2012：20）。その結果、7-8割の学生が卒業後の選択肢として、オーストラリアでの永住権取得を選び、移住の可能性が留学先としてのオーストラリアの重要なプル要因となっている（橋本・佐藤，2009：32）。

5.5 留学生政策と移民政策の連携の限界

しかしながら、元留学生の留学終了後の「技術移民」としての永住権付与については、永住権を得ても実際の雇用に結びついていないという指摘がなされている。特に非英語圏出身者に顕著であり、英語能力の低い会計士資格保持者の永住権取得者のうち実際に会計士として就労しているのが20%だけであったり、30歳以下の移民の場合22%しか本来申請した職種に雇用されていなかったりというデータがある（浅川，2012：80）。また、そのような留学生は、会計士として働くよりも、その学位が永住権取得に有利になることの方に関心があり、その結果、特に英語によるコミュニケーションが拙い者は、専門職ではなくタクシードライバーやセキュリティガードなどの職に就くケースが増え続けている（Watty, 2007：22-29, Bass, 2006：11-23）。高度人材として能力を活かすことよりも、どのような社会的地位であってもその国に暮らし続けることの方を優先させる留学生ニーズも一定数存在することが背景にあると思われる。

6. 日本のモデルケースとなるか：考察

これまで、韓国とオーストラリアにおける外国人留学生政策の歴史を振り返ってきた。留学生受け入れが始まった時期やその後の経緯は異なるものの、どの国においても、現代では(H)高度人材獲得が共通して見られる目的となっている。そして、留学生は就学だけでなく卒業後の就業も視野に入れて留学先を選ぶであろうと考えた上での政策を採用し始めている。

そこで、韓国とオーストラリアは高度人材の獲得を目的とした留学生政策の比較対象となると見なし、日本との共通点や相違点から、これらの国の政策が、日本が高度人材予備軍としての留学生を獲得するモデルケースになり得るかどうかを考察したい。

6.1 韓国との共通点・相違点

韓国とは、地理的に東アジアに位置し、非英語圏であるという自明の共通点以外に、日韓共に外国人高度人材を受け入れる動機となっているのが、人口減少に伴う労働力不足である。その結果、65歳以上人口が全人口に占める比率である人口高齢化率が7%から14%に倍増するのに要する期間は、フランス115年、スウェーデン85年に対し、日本は24年、韓国は18年と見込まれる(渡辺, 2010: 55)。

また、2000年以降は、高度人材獲得にも積極的に乗り出し、そのためにポイント制を導入している点でも共通する。高度人材予備軍としての外国人留学生についても同様だ。2004年にスタートしたStudy Korea Projectは日本の留学生10万人計画(1983年)が下敷きにされている。

しかし、日本の留学生10万人計画では、①留学

生獲得のための海外広報・ネットワークが欠如していたこと、②留学生の在学期間中のみでの支援に終始していたこと、③英語による教育課程の開発が不足していたことなどを問題点として指摘し(Ota, 2003), Study Korea Projectにおいては、これらを補うような制度設計を行っている。また、2011年のIEQASでは、留学生を受け入れる大学や専門大学について指標化し、上位大学には認定マークを与える一方、下位15%を失格候補とし、下位5%には留学生査証発給を制限する(佐藤, 2015: 68)。日本には、このように留学生受入機関の質を保証する制度は存在しない。

さらに、量の拡大においては、①戦略的留学生誘致加速化、②学業生活適応支援強化、③就職支援拡大の3つから構成される「戦略的留学生誘致および定住支援方策」が2014年に発表された。これは、朴政権が高度外国人材の獲得のみならず定着を進めていることとも関連し、留学生が移民となることを想定し始めたことを示していると考えられる。一方、日本は、アジア人財資金構想のように留学生を入学前のリクルートから卒業後の就職に至るまでトータルに考え始めてはいるが、移民に頼ることなく50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指す閣議決定がなされている(経済財政諮問会議, 2014 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/taskforce_2nd/k_6/pdf/s2.pdf)。

6.2 オーストラリアとの共通点・相違点

オーストラリアは、人種を基本とした白豪主義政策から脱した後、能力を基準とした選別として、ポイント制を導入した。ポイント制の導入は韓国や日本よりも早いですが、両国のような高度人材獲得のため

図5 各国の留学生受け入れ政策の比較

	1940年代	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代
日本	南方特別留学生制度	コロンボ計画	→		留学生10万人計画	→		留学生30万人計画
韓国			国費外国人留学制度	→		(受入国への転換)	Study Korea Project	Study Korea Project 発展法案
オーストラリア		コロンボ計画	→		私費留学生の数的制限撤廃	→		ISSA

出典：筆者作成。

ではなく、人種差別に対する国際的世論に屈した結果である。

日本や韓国と同様に、アジア・環太平洋を向き、そこからの外国人高度人材あるいはその予備軍としての留学生を求めている。その際、オーストラリアを選ぶプル要因として、教育の質、雇用の可能性、学費や生活費の手頃感、個人の安全、ライフスタイル、入学のしやすさが挙げられている。個人の安全については日本にも共通すると考えられる（橋本、2011：74）。

しかし、大きく異なる点は、歴史的に移民で国家を形成してきたため、永住し長期に亘りオーストラリア経済に貢献できることを前提とした外国人労働者政策かつ留学生政策であることである。移民になれる可能性を前面に押し出した政策は、留学生を惹きつけられる。また、留学生政策と移民政策が連動しており、高度人材予備軍としての留学生を総合的に管理、育成するシステムもできている。オーストラリアに留学を希望する者は、将来の永住ビザ申請を見据え、MODLに掲載されている専門分野を選ぶことで、留学計画の作成が容易になる。また、それに応える教育機関はCRICOSへの登録が義務づけられることで、高等教育の品質とブランドの維持を行う。さらに、学生に対してはPRISMSへの入力を通じて、ビザ発給に関する情報管理制度とも連動させて管理をし、計画的に教育を受けているかどうかをチェックすることが可能である。

6.3 日本のモデルケースとなるか

韓国は、2000年以降、高度人材獲得ならびにその予備軍としての外国人留学生に積極的に乗り出し、現在では獲得だけでなく定住を視野に政策を組み立てている。2004年にスタートしたStudy Korea Projectは、日本の留学生10万人計画（1983年）の問題点を補うような制度設計を行っている。また、留学生受け入れ機関の質を保証するIEQASを2011年に、量の拡大においては「戦略的留学生誘致および定住支援方策」を2014年にスタートさせている。これらの流れを鑑みれば、韓国は高等教育に占める外国人学生の割合はまだ日本と変わらない（図2）

ものの、政策の面では2000年頃には日本に並び、その後追い越し始めているとも言える。日本が留学生を高度人材の予備軍としてとらえるならば、韓国における留学生受入機関の質の保証は参考になると考えられる。しかし、量に対する政策は、留学生が移民となることを想定し始めた韓国に対し、日本は移民に頼ることを選択していないことより、現状では応用できないと考えられる。

オーストラリアの特長は、留学生政策と移民政策を連携させた総合的な管理である。オーストラリアに留学を希望する者は、将来の永住ビザ申請を見据え、MODLに掲載されている専門分野を選ぶことで、留学計画の作成が容易になる。また、それに応える教育機関はCRICOSへの登録が義務づけられることで、高等教育の品質とブランドの維持を行う。さらに、学生に対してはPRISMSへの入力を通じて、ビザ発給に関する情報管理制度とも連動させて管理をし、計画的に教育を受けているかどうかをチェックすることが可能である。日本は当面、移民を受け入れることについて消極的だが、それでも留学生受入機関の管理や、学生の出入国管理と教育の進捗の連動などにおいては、参考になると考えられる。その一方で、英語によるコミュニケーションが拙い留学生が非熟練労働者となっているケースのように、留学生を永住で惹きつけることは、どのような職業に就くかよりもその国に暮らし続けることの方を優先させる留学生も受け入れることにつながる。この点から、質と量を同時に保つモデルをオーストラリアからも見出すことはできず、日本が高度人材の予備軍として留学生を受け入れるならば、慎重に対応する必要がある。

高度人材の予備軍として留学生を捉えることは世界の潮流であり、各留学生にとっては、送出国の期待よりも個人の都合を優先させられる時代になってきているとも言える。その中で、日本は比較的長い外国人留学生受け入れの歴史を持つものの、高度人材を意識した留学生獲得の歴史は始まったばかりである。その際に、身近なライバルである韓国やオーストラリアは、留学生が就学だけでなくその後の就業も視野に入れて留学する国を選ぶと見なし、その

ための政策を採り始めている。しかし、留学生受入機関の質的保証や、留学生の総合的管理など、質に関してはモデルケースとなるものの、留学生の非熟練労働者への移行など、留学生の獲得が高度人材の獲得につながっているとは限らない事例もあり、質を保ちながら量を確保することの難しさが明らかとなっている。したがって、全てを参考にすることはできないものの、「才能をめぐるグローバル競争」としての高度人材獲得へつなげる政策として、双方を考慮しながら応用することが重要と思われる。

注

1：OECD (2008) の報告書のタイトル“The Global Competition for Talent: Mobility of the Highly Skilled”が基になっている。

2：韓国の人口は約5,100万人 (2015年)。

【参考文献】

- 青木麻衣子 (2012) 「オーストラリアの大学における留学生支援：各大学のオリエンテーションから「支援」のあり方を考える」北海道大学『北海道大学留学生センター紀要』第16号, 29-43頁。
- 浅川晃広 (2012) 「オーストラリアにおける近年の技術移民政策—「選別」と「就労」の関係を中心に—」オーストラリア学会『オーストラリア研究』第25号, 73-87頁。
- アジア・ゲートウェイ戦略会議 (2007) 『アジア・ゲートウェイ構想』。
- 伊佐敷真孝 (2013) 「日本への効果的な留学生の受入方策について」京都大学高等教育研究開発推進センター『京都大学高等教育研究』第19号, 1-11頁。
- 江上芳郎 (1997) 『南方軍政関係資料24 南方特別留学生招聘事業の研究』龍溪書舎。
- 江淵一公 (1997) 『大学国際化の研究』玉川大学出版部。
- 太田浩 (2010) 「韓国における留学生政策の発展とその課題」移民政策学会編『移民政策研究』第2号, 20-38頁。
- 加藤浩三 (1998) 「国際協力としての日本の留学生政策—国際主義と国益の融合—」留学生教育学会『留学生教育』第3号, 1-10頁。
- 金美姫・長島万里子 (2012) 「韓国・全羅北道における留学生受入れの取組み」佐藤由利子編『地域活性化を目指した留学生受入れ・交流・ネットワークの仕組みづくり—課題解決の取組みと社会的変化の横断的分析 (2010-2012年度トヨタ財団助成研究報告書)』東京工業大学, 111-117頁。
- 工藤和宏・上別府隆男・太田浩 (2014) 「日本の大学国際化と留学生政策の展開」日本私立大学協会附置私学高等教育研究所『日韓大学国際化と留学生策の展開』13-52頁。経済産業省ウェブサイト『アジア人財資金構想』
http://www.meti.go.jp/policy/asia_jinzai_shikin/ (参照 2016-08-30)。
- 経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針2014—デフレから好循環拡大へ」。
- http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/taskforce_2nd/k_6/pdf/s2.pdf (参照 2016-08-30)。
- 佐藤由利子 (2014) 「オーストラリアにおける留学生の誘致及び社会統合の取組みと課題—南オーストラリア州の事例から—」オセアニア教育学会『オセアニア教育研究』第20号, 42-59頁。
- 佐藤由利子 (2015) 「韓国におけるグローバル人材の現況と政策展開」五十嵐泰正, 明石純一編著『「グローバル人材」をめぐる政策と現実』明石書店, 56-73頁。
- 佐藤由利子, 日本学生支援機構政策調査研究課, 橋本博子, プルネンドラ・ジェイン (2008) 「留学生政策と労働政策・入国在留管理政策との連携の課題—オーストラリアと日本の比較から—」独立行政法人日本学生支援機構『留学交流』vol.20, No. 8, 22-26頁。
- 申光榮 (2009) 「韓国におけるグローバル化と社会的な不平等」立命館大学人文科学研究所『立命館大学人文科学研究所紀要』第92号, 93-118頁。
- 関根政美 (2012) 「ポイント制と永住許可 オーストラリアの場合」移民政策学会『移民政策研究』第4号, 14-27頁。
- 竹田いさみ (1991) 『移民・難民・援助の政治学—オーストラリアと国際社会』勁草書房。
- 武田里子 (2006) 「日本の留学生政策の歴史的推移—対外援助から地球市民形成へ—」日本大学大学院総合社会情報研究科『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』No. 7, 79-90頁。
- 武田美智代 (2010) 「オーストラリア 留学生のための教育サービス法の改正」国立国会図書館及び立法審査局編『外国の立法』。
- 中央教育審議会 (2003) 『新たな留学生政策の展開について(答申)—留学生交流の拡大と質の向上を目指して—』文部科学省
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/03121801.htm (参照 2016-08-30)。
- 鄭圭永 (2006) 「韓国高等教育の国際化と留学生施策」独立行政法人日本学生支援機構『留学交流』Vol.18 No.10, 18-21頁。
- 寺倉憲一 (2009a) 「留学生受入れの意義—諸外国の政策の動向と我が国への示唆—」国立国会図書館『レファレンス』51-72頁。
- 寺倉憲一 (2009b) 「我が国における留学生受け入れ政策—これまでの経緯と「留学生30万人計画」の策定—」国立国会図書館『レファレンス』27-47頁。
- 内閣府 (2014) 『人口減と日本の未来の選択 (選択する未来委員会の検討状況)』
http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0319/sankou_02.pdf (参照 2016-08-30)。
- 長島万里子 (2014) 「韓国の留学生受入れ・送り出し政策」

- 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所『日韓大学国際化と留学生策の展開』71-87頁。
- 日本学生支援機構 (2015)『平成25年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果』
http://www.jasso.go.jp/statistics/intl_student/documents/degrees13.pdf.
- 橋本博子 (2000)「グローバル化とオーストラリアの留学生政策」留学生教育学会『留学生教育』5号, 27-48頁。
- 橋本博子 (2011)「オーストラリアの留学生政策—留学生受入れをめぐる近年の動きと対応を中心に—」留学生教育学会『留学生教育』16号, 73-79頁。
- 橋本博子, 佐藤由利子 (2009)「南アジアからオーストラリアへの留学生—その動向と課題」オセアニア教育学会『オセアニア教育研究』第15号, 26-43頁。
- 堀江学 (2002)「〔補論〕日本の留学生受入れ政策の推移」賀来景英, 平野健一郎『21世紀の国際知的交流と日本—日米フルブライト50年を踏まえて—』322-343頁。
- 文部科学省 (2001)『我が国の留学生受入れ制度100年の主なあゆみ』
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/011101/ayumi.pdf (参照 2016-08-30)。
- 文部科学省ウェブサイト「留学生交流関係施策の現状について (資料編)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/007/gijiroku/030101d.htm (参照 2016-08-30)。
- 文部科学省・外務省・法務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省 (2008)『「留学生30万人計画」骨子』
<http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/rireki/2008/07/29kossi.pdf> (参照 2016-08-30)。
- 楊泓 (2014)「「留学生受入れ政策の歴史と現状」に関する一考察」松山東雲女子大学『松山東雲女子大学人文科学部紀要』22, 51-75頁。
- 横田雅弘・白土悟 (2004)『留学生アドバイザー学習・生活・心理をいかに支援するか』ナカニシヤ出版。
- 渡辺利夫 (2010)『開発経済学入門 (第3版)』東洋経済新報社。
- Banks, M., Olsen, A., & Pearce, D. (2007). *Global Student Mobility: An Australian Perspective Five Years on*. IDP Education Australia.
http://s3.amazonaws.com/zanran_storage/www.idp.com/ContentPages/1069493697.pdf (参照 2016-08-30)。
- Bashir, S. (2007). *Trend in international trade in Higher Education: Implications and options for developing countries*. Washington DC: World Bank.
http://siteresources.worldbank.org/EDUCATION/Resources/278200-109907987269/547664-1099079956815/WPS6_Intl_trade_higherEdu.pdf (参照 2016-08-30)。
- Bass, M. (2006). *Students of Migration: Indian Overseas Students and the Question of Permanent Residency*. *People and Place*, 14-1, 9-24.
- OECD (2008). *The Global Competition for Talent: The Mobility of Highly Skilled*. OECD Publishing.
- OECD (2015a). *Social, Employment and Migration Working Papers No.160*.
www.oecd.org/els/mig/WP160.pdf (参照 2016-08-30)。
- OECD (2015b). *Education at a glance 2015: OECD indicators*.
<http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/9615031e.pdf> (参照 2016-08-30)。
- Ota, H. (2003). *The International Students 100,000 Plan*. *Center for Student Exchange Journal*, vol.6, 27-51.
- Watty, K. (2007). *Quality in Accounting Education and Low English Standards among Overseas Students: Is there a Link? People and Place*, 15-1, 22-29.